

米子市工事希望型指名競争入札実施要領の一部を改正する要領

米子市工事希望型指名競争入札実施要領（平成17年3月31日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(不指名)</p> <p>第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（<u>第3項及び第4項</u>において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、<u>第5項</u>の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者を指名するものとする。</p> <p>(1) 申請者（その取締役を含む。次号並びに次項第1号及び第2号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係</p> <p>(2) [省略]</p> <p>(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。<u>次項第2号を除き</u>、以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係</p> <p>(4)・(5) [省略]</p>	<p>(不指名)</p> <p>第8条の2 市長は、第7条の規定による申請をした者（第3項において「申請者」という。）のうち次に掲げるものについて、その状況が改善されるまでの間、指名しないことができる。</p> <p>(1)～(4) [省略]</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については指名しないものとし、その期間は、<u>第4項</u>の規定により指名しない旨を通知した日から3か月間とする。</p> <p>(1)・(2) [省略]</p> <p>3 市長は、同一の入札において、申請者のうちに次の各号のいずれかの関係にある者がある場合は、その者及びその者と当該関係にある他の申請者のうち、別表第1に定める審査項目の採点基準に従って審査した結果に基づき算定した点数の最も高い者以外の者を指名しないものとする。ただし、当該点数が同点の場合は、経営事項審査に基づく対象工事に係る発注工種の総合評定値の最も高い者を指名するものとする。</p> <p>(1) 申請者（その取締役を含む。次号において同じ。）が他の申請者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係</p> <p>(2) [省略]</p> <p>(3) 申請者の取締役（会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の申請者の取締役を兼ねている関係</p> <p>(4)・(5) [省略]</p>

<p>4 市長は、対象工事に係る設計、測量、建設コンサルタント、地質調査、補償等の業務を受託した申請者及び当該業務を受託した者（以下この項において「受託者」という。）と次の各号のいずれかの関係にある申請者については、指名しないものとする。</p> <p>(1) 申請者が受託者の議決権保有者である関係</p> <p>(2) 申請者と受託者（その取締役を含む。）が、同一の会社の議決権保有者である関係</p> <p>(3) 申請者の取締役が受託者の取締役を兼ねている関係</p> <p>(4) 申請者の取締役と受託者の取締役が、同一の会社の取締役を兼ねている関係</p> <p>(5) 前各号の關係に準ずる關係</p> <p>5 市長は、前各項の規定により指名をしない者に対しては、その理由を付してその旨を通知するものとする</p>	<p>[新設]</p> <p>4 市長は、前3項の規定により指名をしない者に対しては、その理由を付してその旨を通知するものとする</p>
<p>備考 表中の [] の記載は、注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月7日から施行する。

(経過措置)

2 この要領による改正後の米子市工事希望型指名競争入札実施要領第8条の2の規定は、この要領の施行の日以後に公表する工事希望型指名競争入札（米子市工事希望型指名競争入札実施要領第2条に規定する工事希望型指名競争入札をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に公表した工事希望型指名競争入札については、なお従前の例による。